



特集

わかりやすい裁判——裁判員時代の刑事法廷のあり方を考える

合意書面の功罪

村岡啓一 一橋大学大学院法学研究科教授

はじめに

3年後に迫った裁判員制度の運用開始をにらんで、各地で法曹三者による裁判員制度模擬裁判が実施され、問題点が明らかになると同時に、その克服に向けた取組みが開始されている。本特集では裁判員にとっての「わかりやすい裁判」がテーマになっているが、ここでいう「わかりやすさ」の本質とは、裁判員にとって受動的に「理解できる」ということではなく、むしろ、主体的かつ能動的に「対処できる」ということであろう。換言すれば、単に、訴訟当事者の側の表現ツールの工夫や法廷用語の言い換えなどの技術的な側面にとどまるのではなく、裁判員の側からみて、判断を求められている争点は何であるのかが明確であること、および、その判断のために必要にして十分な証拠が公判廷で適切に提供されること、といった舞台装置の適切さにこそあるというべきであろう。こうした適切な舞台装置を作るための一つの方策として、争いのない事実関係につき刑訴法327条の合意書面の活用を図るべきであるという意見があり、一般論としては、法曹三者の共通理解を得ているように思われる。現実には、法曹三者による模擬裁判の中で、合意書面を活用して審理した事例も現れている。しかし、この合意書面の制度は、従来ほとんど利用されてこなかったため、弁護士において、合意書面本来の意義と機能を正確に理解しているようには思えない。とりわけ、最近の裁判官の論稿¹から明らかになった裁判所の抱く裁判員裁判のイメージ（書証利用を前提とした公判審理）の下で合意書面を多用することは、当初の意図であった公判中心主義の実現とはうらはらに、かえって、裁判員裁判において書面審理を促進しかねない機能

を果たす危険すら存在する。本稿では、今一度、刑訴法327条のルーツであるアメリカ合衆国の訴訟上の合意(stipulation)の位置づけと対比しつつ、合意書面とは一体何であるのか、その法的な効果は何であるのか、を再検討し、裁判員制度において合意書面を利用することの功罪を明らかにしたい。

合意書面とは何か

刑訴法327条に関する教科書の解説は、おしなべて簡略であり、「アメリカ法に学んで取り入れた制度」²「一種の当事者処分主義に由来するもの」³等々、合意書面が英米法の「訴訟上の合意 stipulation」に由来するものであることを明らかにしている。そこで、アメリカ合衆国の stipulation とは何かを見ると⁴、当事者双方の訴訟代理人が、事実審理の準備段階において、争いのない事実につき、立証の負担軽減のために書面で合意することを意味する。当事者双方の書面による合意が裁判官によって許可されると、合意された事実が、書面に引用されている事実の公的な証明を要することなく、事実関係の基礎として斟酌されることになる。目的は、当事者間の任意の合意によって、争いのない事項の公的な立証を免除し、時間と費用の無駄を省くことにあるから、訴訟経済と効率的な司法運営に寄与することは疑いが無い。しかし、ここで注意すべきは、「訴訟上の合意 stipulation」は「証拠」ではないということである。アメリカ合衆国の場合には陪審制が採用されており、訴訟手続上、当事者の「主張」と「立証」とが峻別されている。司法取引(plea bargaining)や有罪の答弁(arrainment)によって検察官の一定の事実に対する立証責任を免除するこ

とは「主張」のレベルの問題であり、有罪の証拠としての自白(confession)を意味しない。これは「立証」のレベルの問題であり、別途、証拠法(たとえば、自白法則など)に則って、証拠能力と証明力が認められる必要がある。この「主張」と「立証」の区別に対応して、ある事実につき当事者が自認した場合でも、法廷での事実の承認(judicial admission)と証拠上の自認(evidentiary admission)とが区別される。後者の場合には、自認したことが実質証拠として当事者の不利益に斟酌される反面、自認した当事者が反証をすることもできるし、弁明をすることもできる。これに対し、前者の場合には、裁判所が自認の撤回を認めない限り、主張としては完結しており、自認した当事者の反証や弁明は認められない。その結果、相手方当事者は、その事実についての立証する責任を免れるのである⁵。「訴訟上の合意 stipulation」とは、法廷での事実の承認(judicial admission)の一つとして位置づけられており、合意の効果として合意事項が争点外とされる。これが「一種の当事者処分主義を認めたもの」と評されるゆえんである。

翻って、わが国の刑訴法327条をみれば、合意書面は、当事者によって原証拠から二次資料化された文書であるにもかかわらず証拠能力を付与され、当事者は、合意書面の証明力を争うことができるとされている。つまり、前記区分にしたがえば、合意書面は「主張」judicial admissionではなく、最初から「証拠」evidentiary admissionとして規定されていたことになる。わが国で刑訴法327条が機能しえなかったのは、それが本来の「主張」に基づく処分として攻防の対象から外されるからというのではなく、合意事実につき当事者間に「争いがない」ので「立証」の面で「一応証明されていることにする」という理解がなされたからである。同じ証拠法の中に同意書面の規定があり、実務上、刑訴法326条の一部同意によって同意部分に証拠能力が付与され、抄本という形ではあれ、合意書面が実現しようとした目的が達成できた以上、新たな書面(二次資料)の作成という煩瑣な手間をかけてまで合意書面にこだわる必要はなかったわけである。わが国刑事司法の特徴である「調書裁判」の現実の前に、「証拠」としての合意書面は、文字通り、「出る幕がなかった」のである⁶。

合意書面の活用がもたらす功罪

以上の検討から判明することは、裁判員制度を真に争点に限定した証人尋問による心証形成を可能とする公判審理中心の裁判にしようとするならば、合意書面の意義も、裁判員の判断に委ねる争点を絞り、それを明確化するために、周辺の争いのない事実を固定化し、攻防の対象外とする「訴訟上の合意」にあるというべきである。

ところが、最高裁判事局が作成した「裁判員制度の下における審理、評議及び判決のあり方に関する試案」⁷やそれを前提にした裁判官の議論をみると、合意書面とは、もっぱら、判決を書く際に無視しえない周辺事実を証拠化しておくための方策として考えられている。ここで想定されている内容は、裁判員の判断に影響を与えない犯行日時や場所等の形式的な事項、一部不同意の結果虫食い状態になった供述調書の内容を整理した記載や関連する証拠が複数の証拠書類に分散している場合の一本化した記載などである。確かに、これらの事項が合意書面として採用されれば、それは証拠法上の証拠能力を付与されるにとどまらず、当事者の合意の結果、通常は、証明力を争うという事態には発展しないであろうから、「事実上の効果」によって争点の対象外とされることは想定できる。この事実上の効果に着目するかぎり、攻防の対象外とする「訴訟上の合意」の効果は実現されているから何ら異を唱える理由はないかにもみえる。しかし、裁判所が想定している裁判員裁判のイメージは、書証の有用性を前提に、証拠採用した供述調書を法廷にて全文朗読するという「調書裁判」である。「全文朗読によって裁判員にその内容、事件における当該証拠の意義が理解できる」書証を「補充的」に証拠に供するとはいうものの、あくまでも、書証の利用が想定されている。しかも、「法廷外で各裁判員に多量の書証を改めて熟読して検討してもらう方法」もありうるとしているのであるから、従来の書面審理の継続が前提にされている⁸。「調書裁判」からの決別が司法制度改革の最大の課題であったにもかかわらず、改革の射程が伝聞例外の見直しにまで及ばなかったために、裁判員制度は、依然として「調書裁判」の延長線上に位置づけられており、現行制度の微調整にとどまっているのである。実は、合意書面の活用の提案も、こ

の文脈においてなされている。簡略化されるとはいえ、従来の様式と内容を踏襲した判決書をいかに書くかという判決起案者の立場から、「証拠」としての利用が考えられている。原証拠とは別の「真に必要な部分だけに限定した公判用の新たな書面」の作成という提案も同じ脈絡から出ている。有体にいえば、「判決を書くためには証拠が必要だから、争点外の実実についても当事者間で二次資料化した合意書面を作っていた方がいい」ということにほかならない。

では、弁護士会は、裁判員制度を従来の「調書裁判」から決別した公判中心主義に立脚した新たな裁判形態と理解したうえで、合意書面の活用を提案しているのだろうか？ 各地の模擬裁判にみられる合意書面の提案は、争いのない周辺事実を争点から切り離し裁判員制度における公判審理を充実させるための舞台装置づくりの意図に基づくと考えられないではない。合意書面の「証拠」としての側面よりも効果としての論点整理の側面が意識されているからである⁹。また、「証拠」としての利用についても、「将来的には、陪審制のように純粋に証人尋問中心の裁判形態に向かうが、今は、その過渡期にあり、裁判員裁判も過渡的な制度として現行制度の延長線上で運営せざるをえない」という弁明もなされる。果たして、そうか？

日弁連において過渡期の先にある裁判像がはっきり見えているかはすこぶる疑問であるが、少なくとも、法曹三者が裁判員制度を「公判中心主義を実現するための新たな舞台」として共通に認識しないかぎり、「証拠」としての合意書面の利用には慎重であるべきだろう。先に述べた裁判官と同様に、現行制度の微調整として全文朗読の書面審理を前提とした裁判員制度を受け入れるならば、合意書面の作成は、形を変えた「精密司法」を裁判員制度の下で実現するために書面審理を裁判員にも強いる結果になることを刑事弁護人は自覚するべきである¹⁰。

4 Francis X. Busch, Law and Tactics in Jury Trials, Encyclopedic Ed. Vol. 2, §219, 443頁, §297, 902頁以下。(The Bobbs-Merrill Co., Inc., 1959)

陪審裁判における合意書面の利用につき、経験豊富な公判弁護士の実務感覚として、以下のような留意点が指摘されている。①合意書面によってより多くの利益を受けるのは、立証責任を負担している当事者の側である。②合意書面に記載された事項は、本人が自認したものとして扱われ、相手方が繰り返し言及することによって、通常の公判廷証言よりも効果的に援用されることがある。③時として、合意書面の意図したところを超えて合意書面の文言が拡張解釈される結果、新たな争点を惹起することがある。したがって、合意書面を作成する場合には、書面に記載された事項が「証拠上の自認 (evidentiary admission)」ではないことを明示したうえで、細心の注意を払って、簡潔な文言で、可能な限り、短い文章で記載すべきである(同書443頁)。

5 John W. Strong, McCormick on Evidence, 5th Ed. §254, 394頁 (West Group, 1999)。

6 竹澤哲夫「合意書面」『刑事訴訟法の争点(新版)』218頁(有斐閣、1991年)、藤永幸治ほか編『大COMMENTARIL 刑事訴訟法第5巻1』(青林書院、1999年)390頁〔大野市太郎〕。

7 前掲注1・今崎論文の参考資料として所収。判例タイムズ1188号12頁以下参照。

8 最高裁判所『裁判員制度の下における審理、評議及び判決のあり方に関する試案』の「第3審理について」判例タイムズ1188号15頁以下。

9 鍛冶伸明「各地の三者模擬裁判で現れた論点」本誌45号50頁。

10 筆者は、現在提案されている程度の合意書面の内容であれば、あえて書面利用によらずとも、事実関係の争いのない部分は証人尋問の中の誘導尋問によって再現し、あくまでも証言の中で証拠化するほうがよいと考えている。実際に、模擬裁判の結果からも裁判員にとっては証人尋問だけから心証をとるほうが容易であることが報告されている。

(むらおか・けいいち) 

1 今崎幸彦「『裁判員制度導入と刑事裁判』の概要」判例タイムズ1188号4頁、大島隆明「公判前整理手続に関する冊子の作成・配布について」判例タイムズ1192号4頁、第19回全国裁判官懇話会報告「司法制度改革と裁判官II」判例時法1908号3頁。

2 松尾浩也『刑事訴訟法(下) 新版補正第2版』74頁(弘文堂、1999年)。

3 田宮裕『注釈刑事訴訟法』377頁(有斐閣、1980年)